

注釈に見える「按(案)」という語について

高 橋 均

はじめに―「按」を取り上げる理由

皇侃(488-545)の「論語義疏」のなかに、わずか32条ではあるが「侃按⁽¹⁾……」という表現から始まる疏が見える。「侃按……」の「侃」とは「論語義疏」の撰述者皇侃を指すはずで、その「義疏」に「侃按」という表現が見えることは取り立てて問題にするまでもないように思える。ところで「論語義疏」の中には、そのほかに魏晉六朝時代の論語説家の説として引かれる疏があり、さらに論述者名を示さない疏も多く見える。この論述者名を示さない疏もまた皇侃が撰述したものであろう。皇侃は論述者名を示さない疏と「侃按」という表現を用いた疏の二種の疏を用いることで何を示そうとしたのか。それを解く鍵は、この「侃按」という表現にあるはずである。

考えてみると、「按」という語は、注釈に欠かすことのできない用語であり、注釈のテクニカルタームとして無機的性格を帯びている。そうした「按」を今あらためて検討することに意味があるのだろうか、という疑念がないわけではない。しかし「義疏」中に二種の異なる形の疏が見える以上、「侃按」という表現の働きを明らかにすることで、「論語義疏」という注釈の性格を解明する緒を探することができるはずである。「論語義疏」を検討する論に付して、注釈中における「按」と「侃按」という表現の検討を試みるゆえんである。

注

(1)「按」と「案」は通用する。とくに区別する必要がない場合は「按」を用いる。

「侃按」という疏は、類似する「侃謂」「侃」などをあわせ、「論語義疏」中に32条みえる。

一 「按」という語の機能

「按」という語は、もともといかなる意味をもっているのだろうか。とりあえず手がかりとするのは、「辭源」(修訂本)(商務印書館、1980)である。その記述を、例文を省いて記すと次のようになる。

(一) 抑、向下壓。(二) 撫、摸。(三) 遏止、止住。(四) 依照。(五) 擊。

(六) 巡行。(七) 審查、查驗。(八) 見「按堵」

「辭源」には、辭書のテクニカルタームとしての用法は示していないが⁽¹⁾、「按」字の(七)が、わたしが今考えようとしている、注釈に関連する用法であろう。「辭源」の項目(七)を例文まで合わせて記すと、以下のようである。

審查、查驗。漢書四八賈誼傳「驗之往古、按之當今之務。」後來言「按語」者本此。也作「案」。

この「按」字は、「(ある事柄に照らして)確かめる」という意味で用いられていること、ここから後に「按語」という語彙が生まれた、という説明である。

こうした用法を踏まえて、近い時代の注釈資料から、「按」がどのように用いられているかを見てみる。まず取りあげるのは、朱熹の「論語集注」である。

(1) 按春秋左氏傳、武子仕衛、當文公、成公之時。(公冶長篇、甯武子邦有道章)

(2) 按内則、十年學幼儀、十三學樂誦詩、二十而後學禮。(泰伯篇、興於詩章)

(1)(2)ともに「論語集注」に「按」が単独で用いられている例であるが、このように単独で用いられる例は多くない。この二例から分かることは、「按」字に続くことばがいずれも書名であること。すなわち事柄を明らかにする際の拠りどころとなる文献資料を提示して、「その文献資料によれば、次のことが確かめられる」というのである。「辭源」のいう「審查、查驗」という用法であろう。(1)「春秋左氏伝」の記事にもとづけば、武子が衛に仕えたのは、文公、成公の時代であったことが確かめられる。(2)「内則」の記事にもとづけば、十年で幼儀を学び、十三で樂を学び詩を誦し、二十になってから礼を学ぶことが確かめられる。

ところで、「論語集注」には、この類の「按」のほかに、似た表現で「愚按」といういい方もある。

(3) 愚按、此章問答、其淺深高下、固不待辨說而明矣。(学而篇、貧而無諂章)

(4) 愚按、三綱、謂君爲臣綱、父爲子綱、夫爲妻綱。(為政篇、十世可知章)

(5) 愚按、此章之言、史記作「假我數年、……」加正作假、而無五十字。蓋是時、孔子年已幾七十矣、五十字誤無疑也。(述而篇、加我數年章)

この「愚按」の「愚」が指すのは、いうまでもなく注釈の撰述者、朱熹自身である。朱熹はこの注釈で、先人の論をうけて、その事柄について「注釈者の考えや判断」を示している。(3) わたしの考えでは、この章についての問答が、

さまざまなレベルであることは、説明を待つまでもなく明らかである。(4) わたしの考えでは、三綱とは、君が臣下の綱、父が子の綱、夫が妻の綱という三つである。(5) わたしの考えでは、この章の文を、史記では「我に数年を假してくれれば……としている」「加」は「假」とつくり、「五十」という語がない。たぶん孔子はそのときすでに七十に近く、五十という語が誤りであることは疑いない。

以上(3)(4)(5)は、「此章問答」「三綱」「此章之言」をそれぞれ提示して、それについて注釈者の考え、判断を示しているのである⁽²⁾。

次に同じく近時の著述、段玉裁「説文解字注」から「按」という語の使われ方を見てみよう。

(6) 按許書本不書其篆。(説文解字注十篇上、烜字)

(7) 按爾雅亦作煨。(説文解字注十篇上、煨字)

(8) 按煦煦古通用。(説文解字注十篇上、煦字)

(9) 按同部票燹二字同音、同義。(説文解字注十篇上、燹字)

(6)(7)は、すぐ後に書名が置かれる例で、朱熹の「論語集注」に挙げた(1)(2)と同様の例、「(その文献資料を根拠にして)～が確かめられる」ということ。(6)「許書」を根拠にして、もともとその篆文は書かれていないことが確かめられる。(7)「爾雅」を根拠にして、この字も煨字に作っていることが確かめられる。それに対して、(8)(9)は、「按」の後に事柄が置かれ、「(その事柄を根拠にして)～が確かめられる」というのである。(8)煦が煦と共通する部分を持つことを根拠にして、古くは通用していた字であることが確かめられる。(9)同部であることを根拠にして、票と燹との二字は同音で、同義であることが確かめられる。段注には、この(8)(9)と同じ用法の「按」は、数多く見える。段玉裁の注釈は文字の考証に基づく精密な論理によって組み立てられている。この用法の「按」が多用される理由であろう。

こうした「按」とともに、次のような表現も見える。

(10) 玉裁按、鄭注尚書、滄浪之水、言今謂夏水來同、故世變名焉、本未嘗謂他水決入。(説文解字十一篇上、漢字)

(11) 愚謂、此許因童牛之告而曲爲之說、非字意。(説文解字二篇上、告字)

(12) 玉裁謂、古燭蓋以薪蒸爲之。(説文解字十篇上、燭字)

(13) 玉裁謂、金氏之言、可爲異說折衷。(説文解字十一篇上、漾字)

(10)は、「玉裁按」の後に「尚書」鄭玄注を引いて、それを根拠にして蟠冢

山から発した漾水が、東流して漢水、さらに滄浪水と水名を変え、その間、他水の流入がないことを明らかにしたもの。するとこの「玉裁按」の表現は、先に見た(6)(7)の「按」がその後に書名のみを引くのに対して、書名+引用文という違いはあるが、(6)(7)と近く、「鄭注尚書のこの文を根拠にして、…が確かめられる」ということになる。それに対して、段注で注釈者本人、すなわち段玉裁の考えを示すのは、「謂」という語である。例として挙げた(11)の「愚謂」の「愚」は、段玉裁自身を指している。段玉裁は、この前文で、「告」字についての許慎の説解「牛觸人、角簪橫木、所以告人也」(牛が人に当たる時、角に横木をつけて、横木でもって人に察知させる)に異議を示して、この「愚謂」を用いて、注釈者である自分の説「曲解した説で、字意ではない」を示している。これは「論語集注」の(3)(4)(5)の「愚按」と同様の使い方と考えられる。また(12)の「玉裁謂」は、前文でさまざまな「明かり」について記した後に、そのまとめとして、自らの考え「古代ではたきぎが明かりとして使われたこと」をここに示したのである。(13)の「玉裁謂」は、漢水の水源について、金榜「禮箋」から長い考証を引いてきて、その考証が異説を適宜にまとめたものである、と段玉裁は判定したのである。この「玉裁謂」の用法は、(12)と同じく、これで自分の考えを示しているのである。

段注に見える「按」の用法を整理すると、「按」「玉裁按」はほぼ同じように用いられて、その後に文献資料・事項を置いて、それを根拠に何かを論証するのである。それに対して「愚謂」「玉裁謂」は、「按」「玉裁按」とは異なり、異論を整理して自らの説を述べる時に用いられている。

朱熹の「論語集注」と「説文」段玉裁注について「按・謂」の用法を整理すると、次のように二つのグループに分けられるであろう。

- 〔1〕「愚按、愚謂／玉裁謂」という用法。注釈者の自称を「按・謂」の前において、「注釈者の考え、判断」を示す。
- 〔2〕「按／玉裁按⁽³⁾」+書名・事項という用法。「(その文献資料・事柄を根拠にして)～が確かめられる」ことを表わす。

それでは、経書の伝や注、史書の注では、この「按・謂」はどのように使われているのであろうか。通時的な視点でこの「按・謂」を考えてみることにする。

注

- (1)「現代汉语词典」には、「按(案)」字に次のような説明がある。

按²(案) ①〈书〉考查。核对。②(编者、作者等)加按语。

この②の用法は、「編者・作者が按語を加えること」というから、「按」をテクニカルタームとみているのである。

(2) これに似たいいかたで、注釈者の推測をいう場合がある。「蓋」である。

①蓋終者、人之所易忽也、而能謹之。(学而篇、慎終追遠章)

②蓋加、假聲相近而誤讀、卒與五十字相似而誤分也、(述而篇、加我数年章)

「蓋」もまた注釈者の考えを示すが、上文から受けた事柄について、推測して判断する語気である。①終りは、人が軽視しがちであるが、真心を尽くさなければならぬことであろう。②加字と假字とは音が近いために誤読されたのであろうし、卒は五十と字形が似ているために誤って分かれたものであろう。

(3) 段注については、「玉裁謂」と「玉裁按」とを区別する必要があるだろう。

二 「按」という表現を探して

1) 經書注と「按」

先に「按」の用法として、「論語集注」と「説文」段注から二つの型を想定した。その用法を視野に入れ、「按」の用例を経書の伝・注に探してみたのであるが、なぜか經書の伝・注には「按」という語（「按」に類する語を含めて）を見出すことができない⁴⁾。なぜ見えないのか、その理由を次に考えて見る。

はじめに〔2〕型の「按+書名・事項」が見えない理由を考える。經書の伝・注にも、数はそれほど多くないが何かを確認するために文献や事柄が引かれる事例を見ることができる。しかしその場合、「按」という語を用いないでも、直接依拠する書名を記したり、あるいは「由」「拠」という語を用いて、注釈中に文献資料を引いている。經書の伝・注にはこの形が多いようである。

それでは、〔1〕型の「愚按」が見えないことについてはどう考えたらいいのであろうか。經書の中で、たとえば「周易」の王弼・韓康伯注、「尚書」の孔安国伝、「詩経」の毛伝・鄭箋を例に挙げていえば、經文に即してもっとも的確と考えられることばが、注釈の撰述者によって採ばれて文章を構成していて、そこに他の注釈家の異説は採り入れられる余地はないかのようにみえる。つまり撰述者本人以外の他者の説は、ほとんど記されていないのである。この点は、朱熹の「論語集注」が先人の説を多く引くのと異なる。例を挙げよう。

(1) 坤、貞之所利、利於牝馬也。馬在下而行者也、而又牝馬順之至也。至順而後乃亨、故唯利於牝馬之貞。(周易、坤、元亨利牝馬之貞、王注)

(2) 若、順、稽、考也。能順考古道而行之者、帝堯。(尚書、堯典、曰若稽古帝堯、孔伝)

(3) 興也、汎汎。流貌、柏木所以宜爲舟也、亦汎汎其流、不以濟渡也。箋云、舟、載渡物者、今不用、而與衆物汎汎然俱流水中。興者、喻仁人之不見用而與群小人並列、亦猶是也。(毛詩、柏舟、汎彼柏舟、亦汎其流、毛伝・鄭箋)

注釈がこのような確かな表現であり、他の注釈家の論説を採り入れる余地がないならば、この注釈の撰述者は、他の注釈家の論説についてその是非を判断する必要がない。そうであれば、注釈の撰述者は是非を判断するための自らの考えを記す必要がないから、考えを示す「按」に類することばを記す必要がなくなるのではないだろうか。ところが同じ経書注でも、例外がある。それが「周礼」鄭玄注と「論語集解」である。

「周礼」鄭玄注が他と異なるのは、その注釈の中に他の注釈家の説が記されていることである⁽²⁾。「周礼」鄭玄注の構造を整理すれば、次のようになる。

無記名の訓詁注・鄭司農云・鄭大夫云(読)・杜子春云(読)・玄謂……

もちろんこれらの人々の説が、一時に記されることはあまりないが、ほぼこの順序で記される。例を挙げよう。

(4) 六牲、謂牛馬羊豕犬雞。鄭司農云、牲、純也。玄謂牲、體完具。(地官・牧人、掌牧六牲…以共祭祀之牲牲)

(5) 鄭司農云、勑讀爲藉。杜子春云、勑讀爲助、謂相佐助也。玄謂勑者、里宰治處也、如今街彈之室、於此合耦、使相佐助、因放而爲名。(地官・里宰、以歲時合耦于勑)

「周礼」鄭玄注では、注に他の周礼説家の説が採りこまれているから、撰述者である鄭玄は、その異説を整理する、あるいは異説に意見を加える必要がある。それが注の最後に記される、「玄謂」という表現ではじまる注である⁽³⁾。もちろん、「玄謂」という注が、すべて「異説を整理する」「異説に意見を加える」という性格を持つとは限らない。しかし、この注釈が、先にあげた「周易」王弼注や「尚書」孔安国伝、「毛詩」毛伝・鄭箋と異なることは明らかであろう。

次に何晏の「論語集解」である。集解には、「孔安国、馬融、苞咸、王肅、鄭玄」等、多くの論語説家の説が引かれる。また時に説者の名を記さない説があつて、それは集解の撰述者、何晏の説と見られる。集解が注釈として特異な点は、注釈全体には多くの論語説家の説が引かれるが、ひとつの事項にはひとつの解釈が採られていて、複数の解釈は示されないということ、すなわち、一

事に複数の論語説家の説が引かれることはないということである。例を挙げよう。

(7) 三十而立 (注) 有所成立也。

四十而不惑 (注) 孔安國曰、不疑惑也。

五十而知天命 (注) 孔安國曰、知天命之終始也。

六十而耳順 (注) 鄭玄曰、耳順聞其言、而知其微旨也。

七十而從心所欲不踰矩 (注) 馬融曰、矩法也、從心所欲無非法者。

(為政篇、吾十有五章)

經文に繋げたところから明らかなように、「立」「不惑」「知天命」「耳順」「不踰矩」という字句ごとに、何晏⁽⁴⁾、孔安國、孔安国、鄭玄、馬融の説が扱われていることである。このことは「論語集解」全体にわたっていえることである。しかし、これにもわずかな例外があって、一事に異なる説が記される場合もある。

(8) 孔安國曰、固弊也。一曰、言人不能敦重、既無威嚴、學又不能堅固識其義理也。(学而篇、君子不重章 學則不固)

(9) 鄭玄曰、子路信夫子欲行、故言好勇過我也。無所取材者、言無所取於桴材也。以子路不解微言、故戲之耳。一曰、子路聞孔子欲浮海、便喜不復顧顧、故孔子歎其勇、曰、過我無所復取哉、言唯取於己也。(公冶長篇、道不行章)

(10) 馬融曰、導者、謂爲之政教也。司馬法六尺爲步、…。荀氏曰、導、治也。千乘之國者、百里之國也、…。馬融依周禮、荀氏依王制孟子、義疑、故兩存焉。(学而篇、導千乘之國章 導千乘之國)

(8)(9)は、集解の中に「一曰」という語が用いられ、それによって異なる解釈が記されている⁽⁵⁾。(10)は「導千乘之國」という句について、馬融と荀氏の異なる説が引かれている。この(10)について、馬融説は「周礼」により、荀氏説は「王制」・「孟子」によった説で、決められないまま二説を残す、という判断は何晏のことばである⁽⁶⁾。もしここを、先に見た「周礼」鄭玄注に倣うならば、「晏謂」という語が用いられるはずである。しかし「論語集解」の体例では、自らの説は、名を記さないことによって明示するというから、「論語集解」に、「周礼」鄭玄注で見たような「玄謂」に類似する表現、「論語集注」でいえば「愚按」、段注の「玉裁謂」のような表現が用いられることはないであろう。「論語集解」は、ひとつの事項にはひとつの扱われた説のみを記し、(8)(9)(10)のように複数の意見を示すことはまさに例外である

から、「異説に撰述者の意見や判断を加える」際のターム「按」は必要ないのである。

経書の伝・注に、「按」あるいは「按」に類似する表現を探してきたが、その結果次のことが明らかになった。それは、経書の伝・注には一般に他者の説が併記されることはなく、「周礼」鄭玄注が唯一他者の説を併記する注釈であるということである。「論語集解」は複数の論語説家の説を集めているという点では、「周礼」鄭玄注に通じるが、異説の並存を認めない点において、「周礼」鄭玄注と異なるのである。

経書の伝・注には、反論や評価などの判断が認められるものなのであろうか。その伝・注に複数の異説が記されるためには、反論や評価という視点が認められていなければならない。それが唯一認められるのが、鄭玄の「周礼」注なのである。そうしてみると鄭玄の「周礼」注は、多くの注釈の中できわめて特異な注釈であることがわかる。そうして、注釈中に他者の説を併記する場合、併記される複数の説を整理し判断を下す必要がある。それが「周礼」鄭玄注に用いられる「玄謂」という表現で始まる注である。一方「論語集解」は同じように複数の論語説家の説を引くものの、ひとつの事項にひとつの扱われた説のみを記し異説を排除するから、「玄謂」に類する表現は用いられないのである。

以上から、経書注の中では「周礼」鄭玄注に用いられている「玄謂」という表現が、先に「論語集注」、「説文」段注で整理した、〔1〕型の「愚按」、「玉裁謂」に近い表現と認められる。このことは、〔1〕型の「愚按」「玉裁謂」という表現が、鄭玄の「周礼」注にまでさかのぼることを示しているのである。

注

- (1) 「春秋三伝」は、その注の中に、事柄や歴史事実としての文献を引くことが多い。その場合でも「按」が用いられることが少ない。たまたま見えた例に、徐邈曰、案傳定元年不書正月。(春秋穀梁伝、定公元年、三月注)とある。これは先の分類で言えば、〔2〕と同型である。
- (2) この点について、陸徳明の「經典釈文・序録」の「註解伝述人」に玄作周官注。(注) 注引杜子春・鄭大夫・鄭司農之義。と記すことも、鄭玄の「周礼」注が特異な形であったことを明らかにする。
- (3) 他の注釈家の説が「○○云」というように「云」字が用いられるのに対して、鄭玄の注釈には「謂」字が用いられることに注意されたい。
- (4) 「而立」に繋がれている注には、説家の名が記されていない。集解にその名を記さないのは、集解を撰述した何晏の説である。これについては、義疏にも次のように

いう。「凡注無姓名者、皆是何平叔語也。」

(5) 「一曰」で結ばれた前後は説が異なるから、同一人の説ではなかろう。(9) については、アスタナ写本の鄭玄注が現存する。アスタナ写本の鄭玄注は集解に引かれる鄭玄注と大きく異なるが、主旨は通じていて、両者を比べ合わせてみると、鄭玄注は「一曰」の前までであることがわかる。そして「一曰」といって注者の名を記さないから、この説は、何晏の説と見てよいのではなかろうか。

(6) 何晏のこのことばからも、集解がひとつの事柄にひとつの説を収めようとしたことは明らかである。

2) 経書の疏と「按」

「礼記子本疏義」は、「礼記」についての義疏で、わずかに第五十九卷「喪服小記」の一部分が残る。撰述したのは皇侃の弟子である陳・鄭灼(514—581)といわれる⁽¹⁾。この「礼記子本疏義」から「按」を探してみる。

(1) 其義、爲男子則紒、爲婦人則髻。 庾云、喪服注、寄異以明義、疑免髻亦別有其旨、故解之。其義止於男子則免、婦人則免、婦人則髻、猶以別男女、而已非別有義也。賀瑒云、男去冠猶婦去笄、義盡於此、無復別義、故云、其義也。灼案、上既云、男紒女髻爲名、碩異則恐嫌、在物亦殊、故此解之矣。名雖隨男女之別、而立其義、所有髻免之名耳、非異物也、故云、其義爲男免女髻也。

「礼記子本疏義」が、義疏の本来の形を伝えていることは、対象となる経文を直接引いて、それに疏を付すという形をとっていることから明らかである。ここに引いたのは、経「其義、爲男子則紒、爲婦人則髻」に付された疏である。「紒」とは、男性が喪服を着たとき、冠を脱いで、布で髪を縛ること、「髻」とは、女性が喪服を着たとき、麻で髪を縛ること。喪服を着た際の、男女の髪にかかわる議論である。疏の最初に、「庾云」とあるのは「庾蔚之」をさす⁽²⁾。続いて見える「賀瑒」は皇侃の師。そして「灼案」の「灼」が、「鄭灼」をさす。鄭灼は、庾蔚之、賀瑒の説を受けつつ、男性に「紒」、女性に「髻」と名は異なるが、同じく喪服のときの髪形である、と論を進める。この「灼案」という「注釈者名+案」は、形式、用法と合わせて、先にみた「周礼」鄭注の「玄謂」に類似し、はじめの整理の形でいえば〔1〕型の「愚按」と同じ形である。また「灼案」という表現は、この問題のきっかけとなった「論語義疏」に見える「侃案」と同じ表現である。鄭灼が皇侃の弟子であることから考えると、このような一致は容易に想定できることであろう。

また「周易」の義疏として、「講周易疏論家義記」が残巻として残る。ここには「沈居士」「劉先生」「朱仰之」「僕射」など易の説家⁽³⁾の名が見え、また「論家云」「義家云」「疏家義云」「舊通云」「一通云」などと易説家を示す表現が出てくるが、こうした説家と「案」が関連した形で見えることはない。

二つの義疏からの結論は難しいが、異説を引く義疏であるからといってその異説の整理にすべて「按」が用いられているということはないようである。

注

- (1) 「礼記子本疏義」を影印した羅振玉は、その書の跋に、「礼記子本疏義」は皇侃の撰述した「礼記」の義疏で、それを鄭灼が写抄したものであるとして、次のようにいう。「此巻者、鄭灼所鈔之義疏、而灼案諸條則灼鈔時所增益也」。羅氏のこの説を踏まえて、喬秀岩「義疏學衰亡史論」第四章一《礼記子本疏義》がある。

- (2) 庾蔚之の「礼記」にかかわる著述を、「隋書・経籍志」から記す。

喪服三十一卷（宋員外郎散騎庾蔚之撰）

喪服要記（宋員外常侍庾蔚之注）

喪服世要一卷（庾蔚之撰）

禮記略解十卷（庾氏撰）

禮論鈔二十卷（庾蔚之撰）

禮問問六卷（庾蔚之撰）

- (3) 「講周易疏論家義記」（「京都帝国大学文学部景印舊鈔本第二集」所収）に記されている狩野直喜の跋文は、「沈居士」に沈驥士、「劉先生」に劉瓛、「僕射」に周弘正を措定し、それぞれ「周易」にかかわる著述を「隋書・経籍志」、「經典釈文・序録」などから引く。ただ「朱仰之」については、その事跡は不詳という。

3) 史書の注と「按」

史書の注として、まず「史記」の三注、集解・索隱・正義を取りあげる。

- (1) 徐廣曰、一無土字、以爲西者、今天水之西縣也。駟案、鄭玄曰、西者、隴西之西、今人謂之兌山。（五帝本紀、居西土、集解）
- (2) 鄭玄曰、六宗、星・辰・司中・司命・風師・雨師也。駟案、六宗義衆矣。愚謂鄭說爲長。（五帝本紀、禋于六宗、集解）
- (3) 駟案、藝、樹也。（五帝本紀、藝五種、集解）
- (4) 鄭玄曰、國子也。案尚書作冑子、稗冑聲相近。（五帝本紀、教稗子、集解）
- (5) 案有土德之瑞、土色黃、故稱黃帝。（五帝本紀、黃帝者、索隱）

(6) 案孔子家語及大戴禮並作叡齊、一本作慧齊。(五帝本紀、幼而徇齊、索隱)

(7) 案春秋時置左右史、故云史記也。(五帝本紀第一、史記一、正義)

(8) 案阪泉之野則平野之地也。(五帝本紀、阪泉之野、正義)

(9) 案開、解而達也。(五帝本紀、丹朱開明、正義)

集解を撰述した裴駰（劉宋の人、裴松之の子）は、その「五帝本紀」冒頭の集解に、「凡是徐氏義、稱徐姓名以別之。餘者悉是駰注解、并集衆家義。」（徐氏の注釈については、徐氏の姓名を記して区別した。そのほかはすべて裴駰の注解で、あわせて多くの人の注釈をひろく集めた）と記していて、ここから集解が裴駰の考えが強く働いている注釈であることがわかる。（1）は、徐広の説に対して、「駰案」という表現を使って、それとは異なる鄭玄の説を引いているが、判断を下しているわけではない。（2）は、「駰案」という表現を使って、鄭玄の説を補足し、さらに「愚謂」という表現を用いて鄭玄の説がすぐれている、と判断を下している。この「愚」は裴駰を指すであろう。（3）は、「駰案」を使って「藝」字にもっとも適した訓詁を採り示しているのであろう。それに対して（4）は、同じ集解ながら「案」という語を用いて、「尚書」を根拠にして文字の異同を示し、異同の生じる原因を推測している。以上の（1）から（3）までの「駰案」「愚謂」を用いて示される内容を見てみると、鄭玄や徐広の説に対して裴駰が異説を示したり、その説を評価したり、また訓詁を示したりというふうな、みずからの見解を示していることがわかる。すなわち「異説を整理し、意見を加える」という点で、「周礼」注において、鄭玄が先人の説に対して「玄謂」という用語を用いて、自らの考えを述べている形に通じ、また裴駰より後の人である鄭灼の「灼案」にも通じるのである。

それに対して（5）（6）に引いた司馬貞（唐）の索隱は、「案」は用いられているが、「駰案」に類する表現は出てこない。（5）は、土徳の瑞をもち、土の色が黄色であることを根拠にして黄帝と名づけた、ということである。これは「案」の後に事項を提示して、それを根拠としてある事柄を論証するのである。（6）は、「孔子家語」と「大戴礼」が「徇齊」を「叡齊」と作り、一本が「慧齊」と作る、というように、文献間の文字の異同を示したものである。この二例から分かるのは、「案」の後に事項、書名を置き、その事項や文献に記される、確定した事実を根拠として何かを論証する、という用法である。

（7）（8）（9）に示した張守節（唐）の正義もまた、「案」は用いられているが、集解に見える「駰案」に類する表現は見えない。（7）は、「春秋時に左

右史が置かれた」ということを拠りどころに、「史記」と呼ばれる理由を論証する。(8)は、「阪泉之野」ということばから、そこが平らな場所であることを論証する。(9)は、「開」という語から、解き達するという意味を導き出す。こうしてみると、これらはいずれも確定した事実を取りあげ、それを根拠にして何かを論証する、という用法である。

以上から、「史記」の三注に見える「案」は、①集解の「駟案」のような注釈者名+「案」の形、②索隱、正義の「案」+書名・事項の二つの形に分かれる。次に「漢書」顔師古(581—645)の注についてみてみる。

- (10) 服虔曰、準音拙。應劭曰、隆、高也、準、頰權準也、…。李斐曰、準、鼻也。文穎曰、音準的之準。晉灼曰、戰國策云、…史記秦始皇蜂目長準、李說文音是也。師古曰、頰權頰字、豈當借準爲之、服音應說皆失之。(高帝紀上、隆準而龍顏)

ここに引いた説でも分かるように、顔師古は、「隆準」ということばについて「服虔」「應劭」「李斐」「文穎」「晉灼」の説を引く。そうして服虔の字音、應劭の説はいずれも誤っていると、判断を下す。この例から明らかなように、顔師古の注は、先人の説を極めて丹念に引き、その説に対して反論や評価を下しているが、その場合「案」に類する語はまったく使わず、「師古」と自らの名を示すことで判断を記していることがわかる。

次に「三国志」裴松之(372—451)の注についてみてみる。

- (11) 臣松之案、紹死至此、過周五月耳。(魏書武帝紀、爲子整與譚結婚)
(12) 臣松之按、魏爲土行、故服色尚黃。(魏書明帝紀、服色尚黃)
(13) 臣松之以爲古之舍生取義者、必有理存焉、或感恩懷德、投命無悔、或利害有機、奮發以應會、詔所稱聶政、介子是也。(魏書三少帝紀、勇過聶政)

(11)は、「臣松之案」という表現でもって、紹の死から現在までの時間を取りあげ、それがまるまる五ヶ月であったという。また(12)は、魏が五行で土であるから、服色は黄を尊んだということ。いずれも確かな根拠によって注釈者が判断を下している。それに対して(13)の「臣松之以爲」という表現は、同じように裴松之の判断が加わるとしても、事柄の記述に重点があるようで、より注釈者の判断が重視された表現であるようにみえる。しかし「臣松之案」、「臣松之以爲」のいずれも、史料にもとづいてある事項について判断を下していて、異説を引いてそれに判断を下しているわけではない。また裴松之の注の特長と言えることは、史料の引用が多く、音注や訓詁が少ないことで

ある。

次に「国語」韋昭（三国呉204—273）の注についてみる。

（13）賈侍中云、共工、諸侯、炎帝之後、姜姓也。顓頊氏衰、…。或云、共工、堯時諸侯、爲高辛所滅。昭謂、言爲高辛所滅、安得爲堯諸侯。

又堯時共工、與此異也。（周語下、昔共工棄此道也）

この注では、共工について「賈侍中」と「或」の二人の説が見える。この二人の異なる説をうけて「昭謂」として、その説に対する韋昭の判断が示される。「国語」の韋昭注全体にいえるとは、訓詁が多く記され、先人の説も多く引かれるので、当然のことながらそれらの説に韋昭の判断が加わるが多く、その場合この「昭謂」という表現が使われている。

以上見てきた史書の注についてまとめると次のようになる。

〔1〕型の、「論語集注」の「愚按」、段注の「玉裁謂」の形に通じるのは、「駟案」（「史記」集解）、「顔師古曰」（「漢書」注）、「昭謂」（「国語」注）である。〔2〕型の、「按／玉裁按」＋書名／事項という用法に通じるのは、「臣松之案」「臣松之以爲」（「三国志」注）、「案」（「史記」索隱、正義）である。

こうして史書の中に「案」の用法を探してみると、取り立てて注目に値するのは、「史記」集解に見られた「駟案」という用法で、この問題のきっかけとなった「侃案」という表現も、まさにこの用法に通じるものと考えられる⁽¹⁾。

注

（1）〔1〕型と分類した「按」は、その表現から見れば「玄謂」「昭謂」「玉裁謂」と「謂」を用いた形と、「駟案」「侃按」「灼按」と「按」を用いた形に二分される。「侃按」と表現まで一致するのは「史記」集解の「駟案」である。

4) 邢昺「論語正義」と「按」

同じく「論語」の注釈で、皇侃「論語義疏」によったところが多いといわれる邢昺の「論語正義」で、「按」がどのように用いられているかを見てみよう。

（1）今案注云、謂凡在己上者、則皇氏熊氏違背注意、其義恐非也。（学而篇、其爲人也章）

（2）案史記弟子傳云、樊須字子遲、齊人⁽¹⁾、少孔子三十六歲。（爲政篇、孟懿子問孝章）

（3）案春秋、懿子以哀十四年卒、而武伯嗣。（爲政篇、孟武伯問孝章）

（4）案鄭注曲禮云、圓曰箒、方曰筭、然則箒與筭、方圓異、而此云箒筭者、以其俱用竹爲之、舉類以曉人也。（雍也篇、賢哉回也章）

(1) は、経「犯上者」の「上」を、「論語義疏」に見える熊埋、皇侃の説が「君親」と解しているのに対して、邢昺は、集解が「上」を「凡在己上者」と解することを根拠に、熊埋、皇侃の説が誤っている、と指摘しているのである。ここで「案」が根拠として取り上げるのは、「注云、謂凡在己上者」という集解の一句である。(2) は、樊遲について、彼の事跡を明らかにする正義である。「案」が根拠とするのは「史記・仲尼弟子列伝」である。「仲尼弟子列伝」に記される樊須の伝記を根拠に、字、出身地、年齢を明らかにしている。(3) は、「案」が根拠とするのは「春秋」の記事である。その記事を根拠に、孟懿子が哀公十四年に亡くなり、孟武伯が後を継いだことを明らかにしている。(4) は、「案」が対象とするのは、「曲礼」の鄭注である。鄭注に、簞と筥の違いを、丸形と四角形との違いとすることを根拠に、「簞筥」というのは、材料が竹である点に着目した説である、というもの。このように見てくると、この(1) から(4) の例では、いずれも文献に記される記事を根拠にして何かを論証する、という用法である。そしてここには、「周礼」注の「玄謂」、「史記」集解の「駟案」にみたような、複数の説を提示して、それに注釈者として判断を加える形式の「按」を認めることができない。このことは、これまで「按」という用語を検討して導き出した結論から推して考えると、邢昺の正義は、すでに解釈がほぼひとつに収められてしまっていて、確定的であるという性格を持った注釈であるということになる。確定的であればそこに異なる複数の解釈の入る余地はなく、それを判定するための注釈者の見解は不要となるからである。すなわち、「周礼」鄭玄注、「史記」集解、「漢書」顔師古注のような異説を採り入れる注釈とは異なった性格をもつことは明らかであり、「論語義疏」に「侃按」という表現が見えることと決定的に異なる点がまさにここに存在するのである。

注

- (1) 今「仲尼弟子列伝」には、「齊人」の二字がない。「史記」集解に「鄭玄曰、齊人」とあるのによったのであろう。
- (2) 「春秋」哀公十四年経に「八月辛丑、仲孫何忌卒」とある。

まとめ

皇侃は、「論語義疏」の「侃案」という表現から始まる疏で何を示そうとしているのか、そのことを解き明かす手がかりとして、注釈における「按」という語の用法・機能について考えてみた。

はじめに、「按」という用語を朱熹の「論語集注」及び段玉裁の「説文解字注」の中に探し、そこから「按」の用いられ方を二つに整理した。

〔1〕「愚按、愚謂／玉裁謂」という用法。

注釈者の自称を「按・謂」の前に置き、「注釈者の考え、判断」を示す。

〔2〕「按／玉裁按」＋書名・事項という用法。

「文献資料・事柄を根拠にして～を確かめる」ことを表わす。

この整理を踏まえて経や史書の伝・注に「按」の用法を探してみた。〔1〕型と同類の機能は、皇侃より前の注釈では、「周礼」注の「玄謂」、「国語」注の「昭謂」、「史記」裴駰集解の「駰案」に探しあてることができた。皇侃より後の注釈では、「礼記子本疏義」のなかの「灼案」、さらに「漢書」注の「顔師古曰」のように、名前だけを用いる場合も同じ用法と認められる。注釈者はこれらの表現を用いることによって、注釈の中に自らの判断を示している。「論語義疏」に見える「侃案」は、まさにこれと同じ用法であることを予想させる。また〔2〕型と同類の機能を持つ表現は、「三国志」裴松之注、「史記」司馬貞索隱、張守節正義に見出すことができた。しかし「周礼」鄭玄注を除く経書の伝・注には、「按」という用語そのものが見えなかった。

そこで〔1〕型の「注釈者自称＋按・謂」を注釈の性格を判定するマークとして捉え、これによって注釈を見てみると、マークの有無によって注釈の性格が二つに分かれることが明らかとなる。マークをもつ注釈は、注釈に多義性を許容し異説を並挙しているもので、そのため並挙した異説に注釈の撰述者は判断を下す必要がある。マークをもたない注釈は、注釈に一義性を求めるため異説の並挙を認めないから、撰述者は判断を下す必要がないということになる。そのことを整理すれば次のようになる。

マークをもつもの 異説を並挙する注釈。多義性を許容する。

「周礼」鄭玄注、「国語」韋昭注、「史記」裴駰集解、皇侃「論語義疏」など

マークをもたないもの 異説の並挙を認めない注釈。一義性を求める。

経書の伝・注、「論語」何晏集解、「論語」邢昺正義など

マークをもつ注釈の早い例は、「周礼」鄭玄注に見える「玄謂」であり、この

問題のきっかけとなった「侃案」という表現も、まさにこの用法に通じるのである。これを通時的に見れば、「玄謂」＝「昭謂」＝「駟案」＝「侃按」＝「灼案」という関連を認めることができ、注中にこのマークの存在を認められることが、「周礼」鄭玄注を除く多くの經書の伝・注と決定的に異なる点である。「論語正義」もまた經書の伝・注とその性格を同じくするのである。

それでは「論語義疏」はこの「侃按」という表現を用いて何を論じ明らかにしようとしているのであろうか。それは別稿に譲ることとする⁽¹⁾。

注

- (1) 皇侃が「侃按」で述べようとしたことの結論だけをいえば、その根底に何晏の「論語集解」に対する批判があるということである。「論語義疏」は「論語集解」にもとづいて作られた注釈である。ゆえに「論語集解」を認めつつも、しかしその注釈方法にある種の偏りがあると見ていたようである。その偏りとは、「論語集解」が一事項に一つの説だけを採っていることから生じた偏りである。皇侃が「論語義疏」の序で、「侃今之講、先通何集」（私の講は、まず何晏集解に従い）といいながら、「若江熙集中諸人有可採者、亦附而申之。」（江熙集中の諸説の採るべきものは採り入れ）というように、「論語集解」に時に異議を示す江熙の「集解論語」の説を多く採り入れていることがそれを示そう。序はこの文に続けて「其又別有通儒解釈於何集無妨者、亦引取爲說、以示廣聞也」（そのほかに通儒の説で、何晏の集解を解釈するのに妨げとならないものがあるなら、それを引いて説をつくり、広く知らしめる）という。「何晏集解の解釈の妨げにならない」とは、「集解と異なる説」「集解を批判している説」、場合によっては「集解を否定している説」までを含むと考えられる。皇侃が「論語集解」の偏りを正すために、それと異なる説を「論語義疏」に採り入れて、「論語集解」の解釈に多様性をもたらすために用いたタームが「侃按」であったと思われるのである。

（東京外国語大学名誉教授）